

みせ税理士
の

相続相談手帖 第3話

Q：私は一般企業を退職して、父から引き継いだ不動産を活用して、アパート経営を営んでいます。私の相続人は、配偶者を含めて長男・長女の3人です。もちろん、相続税も心配ですが、それ以上に、**スムーズな財産承継ができるかどうか**心配です。

できれば、先祖代々の不動産は長男に承継することを望んでいるのですが、遺言書を書くべきでしょうか？

遺言書がある場合とない場合の違いについて教えてください。

遺言書の作成は 確実な財産承継に効果あり！



遺言書がある場合とない場合の効果については以下の通りです。

遺言書を残しておけば、完全に争いを防止出来るわけではありませんが、少なくとも、“争族”の抑止力にはなると考えます。

遺言書がない場合

1. 相続人間の話し合いによる**遺産分割協議が必要**
2. 分割協議書に**署名、捺印**がないと合意とはならない
3. 合意しなければ、合意するまで遺産は**共有で保有**

遺言書がある場合

1. 相続発生で有効になり、**遺産分割協議が不要**
2. 相続後**すぐに名義変更が可能**
3. 後継者以外の人（少ない資産の相続人）の

遺留分が確保されていれば、減殺請求ができずトラブル回避

(留意点)

- ◇ 遺留分とは、法定相続人への最低限度の生活保障を法律によって定めた制度です。
- ◇ この場合、**配偶者**の遺留分権利は**1/4**、**長女**の遺留分権利は**1/8**です。



お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀一番館4F
TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

無料相談
受付中